

工事負担金, 手数料及び見積予納金について

★給水工事負担金

口径	負担金(円)	うち消費税相当額
13ミリ	66,000	6,000
20ミリ	132,000	12,000
25ミリ	198,000	18,000
40ミリ	594,000	54,000
50ミリ	990,000	90,000
75ミリ	2,640,000	240,000
100ミリ	5,610,000	510,000
150ミリ	15,510,000	1,410,000
200ミリ以上	管理者が別途定める	

※増設工事の場合は旧口径との差額

※建造物によって、私設消火栓の設置を要する場合は、1口当たり75ミリメートル相当分の工事負担金をお願いすることになります。

★竣工検査手数料

口径	手数料(円)
25ミリ以下	1,000
50ミリ以下	2,000
50ミリ超	3,750

※行政手数料は消費税非課税

★その他手数料

	手数料(円)
指定給水装置工事事業者登録手数料	10,000
指定給水装置工事事業者登録更新手数料	10,000
各種照明手数料	300

★見積予納金

口径	一般用(円)	工事用(円)
13ミリ	3,000	30,000
20ミリ	3,500	35,000
25ミリ	4,000	40,000
40ミリ	7,500	75,000
50ミリ	12,000	120,000
75ミリ	30,000	150,000
100ミリ	50,000	250,000
150ミリ	154,000	650,000
200ミリ以上	管理者が別途定める	管理者が別途定める

《参考》

◆水栓数

水栓(蛇口)数は口径により次のとおり定められています。

口径	水栓数		
	1・2階	3階	4階
13ミリ	6栓以内	—	—
20ミリ	13栓以内	9栓以内	7栓以内
25ミリ	20栓以内	17栓以内	12栓以内

40ミリ以上

管理者が別途定める